



電気用品安全法技術基準の  
解釈別表第十二の規格の選び方等について

2018年4月

一般財団法人 電気安全環境研究所

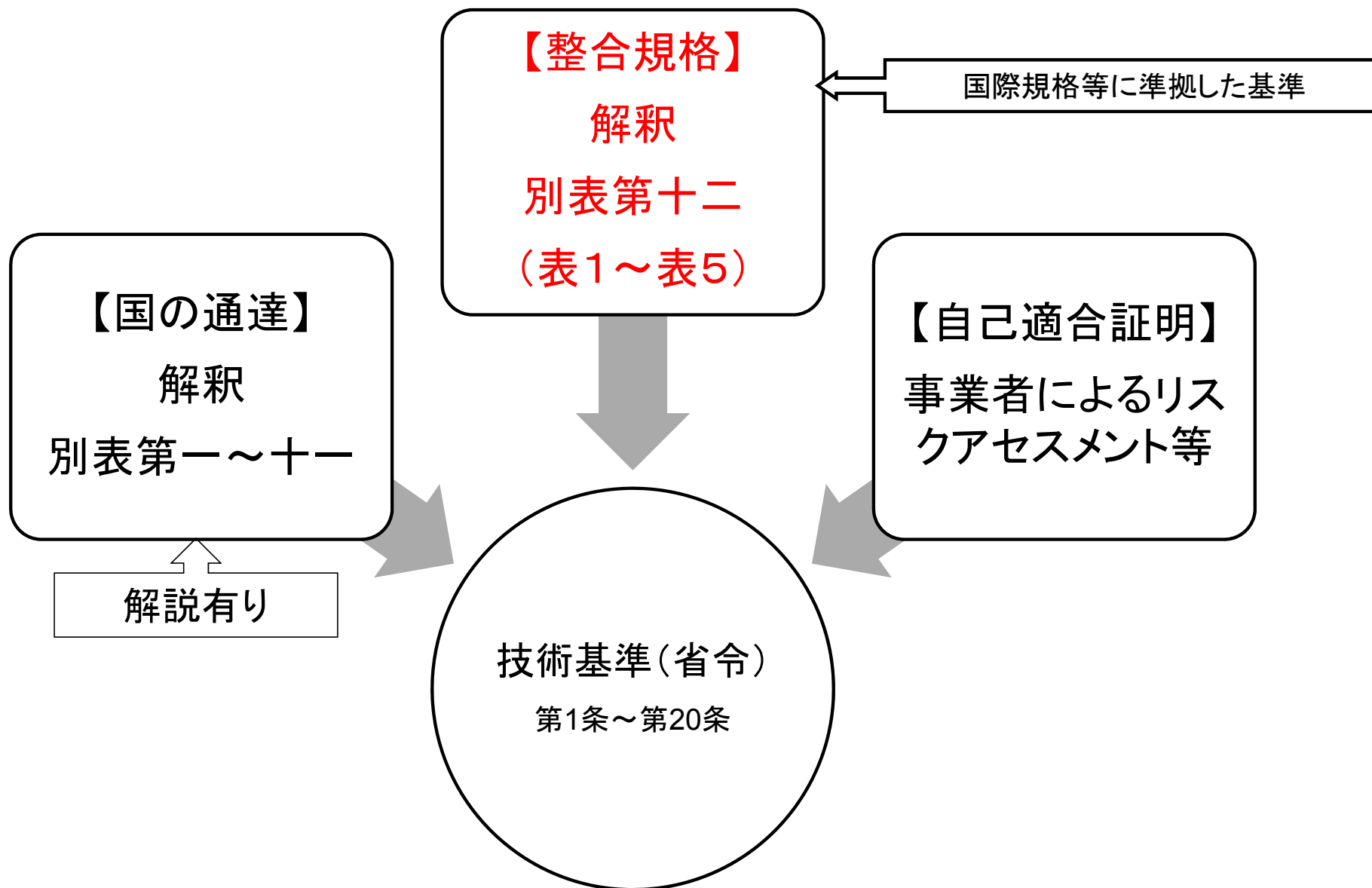
# 本日の説明概要

電気用品安全法の技術基準省令は性能規定化されて、現在は20条からなる要求事項となっています。

技術基準省令には、守るべき安全性能が規定として示されていますが、試験方法及び判定基準といった具体的な仕様規定は示されていません。

このため、技術基準省令を満たすための仕様規定として、解釈が公布されています。本セミナーでは、その解釈の内「国際規格等に準拠した基準」として公布されている別表第十二のリスト等の見方について説明させていただきます。

# 技術基準適合義務を満たす方法



# 電気用品の技術上の基準を定める省令

電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）  
第八条第一項の規定に基づき、電気用品の技術上の基準を定める省令（昭和三十七年通商産業省令第八十五号）の全部を改正する省令を次のように定める。

- 第一章 総則（第一条）
- 第二章 一般要求事項（第二条—第六条）
- 第三章 危険源に対する保護（第七条—第十七条）
- 第四章 雑音の強さ（第十八条）
- 第五章 表示等（第十九条—第二十条）

## 電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について

本解釈は、電気用品の技術上の基準を定める省令（平成25年経済産業省令第34号。以下「省令」という。）に定める技術的要件を満たすべき技術的内容を具体的に示したものである。

電気用品が、2以上の機能を有する場合にあっては、それぞれの機能に係る解釈を適用しなければならない。

また、この解釈に規定がない限り、別表第一から別表第十一までと別表第十二は、それぞれ独立した体系であることから、両者を混用してはならない。

なお、省令に定める技術的要件を満たすべき技術的内容は、この解釈に限定されるものではなく、省令に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、省令に適合するものと判断するものである。

# 電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈

- 別表第一 電線及び電気温床線
- 別表第二 電線管、フロアダクト及び線樋並びにこれらの附属品
- 別表第三 ヒューズ
- 別表第四 配線器具
- 別表第五 電流制限器
- 別表第六 小形单相変圧器及び放電灯用安定器
- 別表第七 電気用品安全法施行令(昭和三十七年政令第三百二十四号)別表第二第六号に掲げる小形交流電動機
- 別表第八 電気用品安全法施行令(昭和三十七年政令第三百二十四号)別表第一第六号から第九号まで及び別表第二第七号から第十一号までに掲げる交流用電気機械器具並びに携帯発電機
- 別表第九 リチウムイオン蓄電池
- 別表第十 雑音の強さ
- 別表第十一 電気用品に使用される絶縁物の使用温度の上限値
- **別表第十二 国際規格等に準拠した基準**

**安全**  
別表第一～  
別表第九

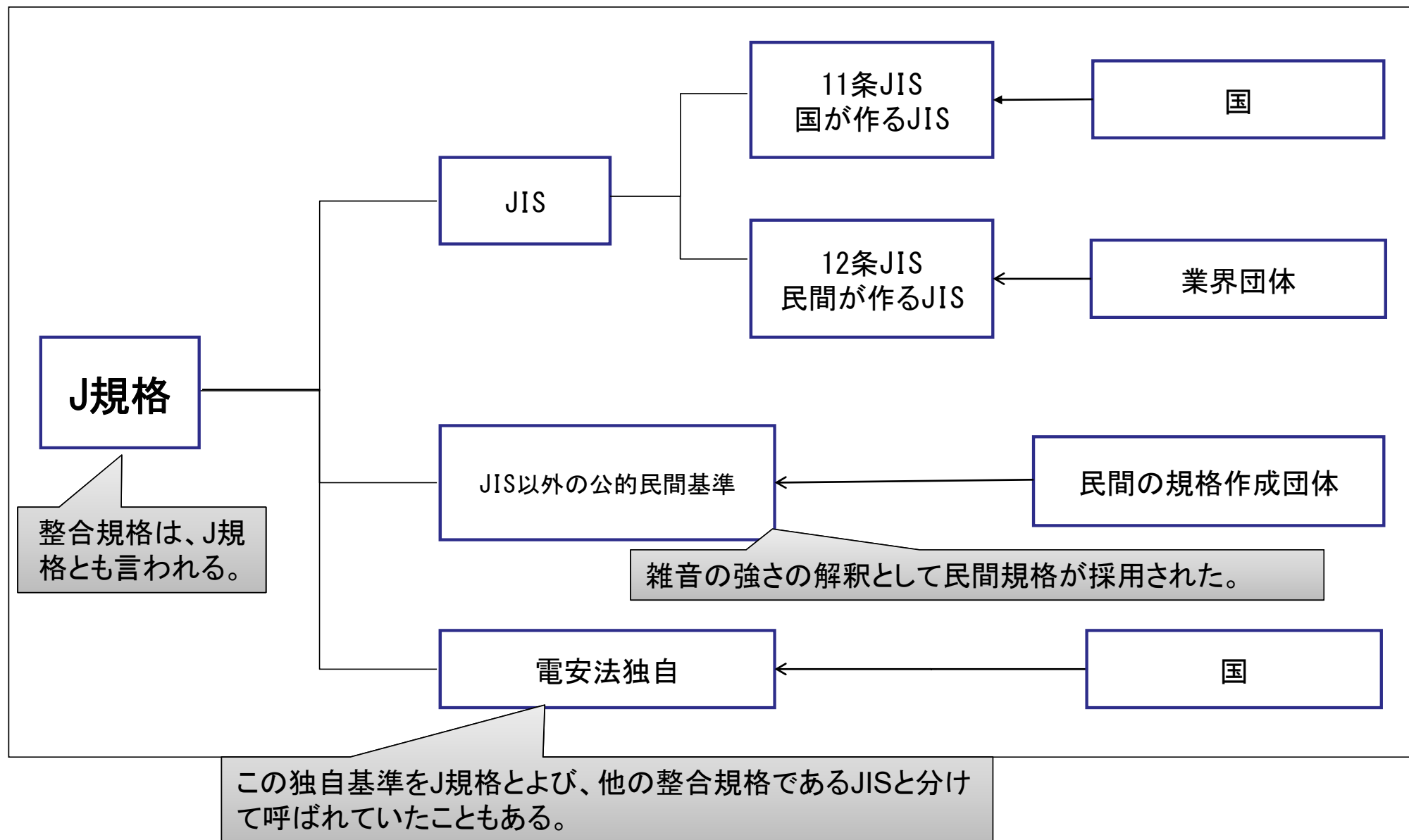
+

**雑音**  
別表第十

# 解釈別表第十二の「整合規格」とは

- 技術基準を満たす規格として、国が解釈別表第十二に採用したものです。**技術基準と整合**された規格という意味で、“整合規格”と呼ばれています。
- JISでは、**国際規格と整合**した規格を“国際整合JIS(規格)”ということがあります。
- 別表第十二のタイトルは「国際規格等に準拠した基準」となっており、整合規格として、国際整合JISが多く採用されていますが、“整合規格”は必ずしも“国際整合JIS”とは限りません。

## 整合規格体系(別表第十二)





# 整合規格の種類

## 整合規格

### JIS

### JIS以外

国際整合JIS

国際非整合JIS

民間規格

電安法独自(別紙)

主流

数規格

雑音

無くなる方向

数

毎年3回程度の追加・改正がある。

5規格

2規格

# 解釈使用の原則

- ① 電気用品が、2以上の機能を有する場合にあっては、それぞれの機能に係る解釈を適用しなければならない。
- ② この解釈に規定がない限り、別表第一から別表第十一までと別表第十二は、それぞれ独立した体系であることから、両者を混用してはならない。
  - 規格を選定する場合において、電気用品の機能が2つ以上あれば、規格は2つ以上を選択しなければならない可能性があります。(規格は用品名でなく、機能で選定する。)
  - 解釈別表第十二で採用された規格に、例えば、「解釈別表第一の電線を使用してもよい」等の規定があれば、規定があるので混用は可能ですが、そうでない限り、別表第一から別表第十一までの規定を使って部分的に置き換えることはできません。

# 解釈使用の原則の例

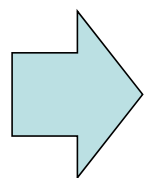
## 空気清浄機能付エアコンの適用規格

エアコン部分	別表第十二(J60335-2-40)	
空気清浄機部分	別表第十二(J60335-2-65) ○	別表第八2(45) ×
絶縁距離規定	J60335-2-40の箇条29 ○	別表第八1(2)ト ×
プラグ	別表第十二(J60884-1) ○	別表第四 ○※

※ 例えば、整合規格であるJ60335-2-40(JIS C 9335-2-40)でプラグは、別表第四に規定するものが認められているため、プラグについて別表第四の適用が可となります。原則としては、混用は不可ですが、このように整合規格中で認められている場合は、混用可能という場合もあります。ただし、整合規格は、JIS改正に伴い改正されるので、規定の改正時は要注意です。

# 解釈別表第十二の前書き1

1. 別表第十二の技術基準は、次の表1、2、3、4及び5に掲げる基準とし、それぞれ該当する基準を適用するものとする。



多くの電気用品は、表1(安全)及び表2(雑音)だけの適用となりますが、該当する場合は、表3～表5も適用する必要があります。

# 解釈別表第十二の構成<1>

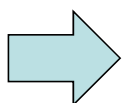
表1. 電気安全に関する基準(抜粋)

基準番号	表題	本文	備考
J60065(H29)	オーディオ, ビデオ及び類似の電子機器－安全性要求事項	JIS C 6065:2016	International Electrotechnical Commission 規格 (以下「IEC」という。) 60065(2014)に対応
	⋮		

表2. 雑音の強さに関する基準(抜粋)

基準番号	表題	本文	備考
J55015(H29)	電気照明及び類似機器の無線妨害波特性の許容値及び測定法	CISPRJ 15(2017)	CISPR 13(2001:4th), Amd.No.1(2003), Amd.No.2(2006)に対応
	⋮		

<http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/kaishaku/gijutsukijunkaishaku/beppyoudai12.pdf>



別紙1

# 解釈別表第十二の構成<2>

## 【表1 電気安全に関する基準】

- 解釈別表第十二すべての電気用品に適用されます。1つの電気用品で1つの規格とは限らず、2つ以上の規格を選定する必要があるときがあります。

## 【表2 雑音の強さに関する基準】

- 雑音を発生する可能性がある電気用品は、すべて適用されます。

## 【表3 遠隔操作機構を有するものに関する基準】

- 遠隔操作機構を有する電気用品に適用されます。

## 【表4 経年劣化による注意喚起表示】

- 扇風機、換気扇、電気冷房機、電気洗濯機(乾燥機能を有するものを除く。)及び電気脱水機(電気洗濯機と一体になっているものに限る。)、テレビジョン受信機(ブラウン管のものに限る。)に適用されます。

# 解釈別表第十二の構成<3>

## 【表5 事故未然防止に係る安全基準】

次のものに対する適用基準があります。(表1のJISに反映済みもあり)

- ① JIS C 8283-1(2008)「家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラー 第1部：一般要求事項」に規定する機器用カプラーを使用するもの
- ② 電熱器具であって、かつ、消費電力を調整するために電源に接続する整流器を並列接続しているもの
- ③ 赤熱する発熱体を有する電気ストーブ
- ④ 換気扇、扇風機、電気冷房機、電気洗濯機、電気冷蔵庫又は電気冷凍庫で電動機用のコンデンサを有するもの
- ⑤ 差込プラグを有する電気冷蔵庫又は電気冷凍庫

# 解釈別表第十二の構成<4>

本文は、JIS、別紙、CISPRJのタイプがある。  
アンダーラインがあるもの(JIS以外)は、ダウンロード可能

基 準			備考
基準番号	表題	本文	
J60065(H29)	オーディオ、ビデオ及び類似の 電子機器－安全性要求事項	JIS C 6065:2016	International Electrotechnical Commission 規格（以下「IEC」 という。） 60065(2014)に対応
J60432-1(H14)	白熱電球類の安全規定 パート1：一般照明用の白熱電球	<u>別紙111</u>	IEC 60432-1(1999)に対応 平成31年10月31日まで有効
J60968(H29)	一般照明用電球形蛍光ランプ －第1部：安全仕様	JIS C 7620-1:2017 ただし、附属書JCを 適用しない	IEC 60968(2015)に対応
J55015(H29)	電気照明及び類似機器の無線 妨害波特性の許容値及び測定 法	<u>CISPRJ 15(2017)</u>	CISPR 13(2001:4th), Amd.No.1(2003), Amd.No.2(2006)に対応



# 解釈別表第十二の見方

- ① **基準番号**:規格の整理番号でJに続く数字は、対応する国際規格と一致しています。(リストは番号順に並んでいます。)
- ② **表題**:本文の規格のタイトルです。JISの場合は、JISのタイトルです。
- ③ **本文**:採用された整合規格です。JISを本文とするもの、CISPRJ規格を本文とするもの及び“別紙”を本文とするものがあります。
  - **JIS**は、購入となりますが、JISCのホームページで最新版が閲覧のみできます。また、JISがそのまま採用されているとは限りません(ランプ関係)。
  - “**別紙**”は、表5のJ3000(H25)を除き、電気協会発行の解説本には掲載されていません。経済産業省の電気用品安全法のHPで解釈別表第十二を表示させた状態で本文の**別紙番号をクリックすると閲覧及びダウンロードが可能**です。(JIS等に置きかえて廃止方向になっているため、数は少ないです。)
  - **CISPRJ規格**は、本文の規格番号をクリックするとCISPRJ電波雑音委員会(事務局:一般財団法人VCCI協会)のページから閲覧及びダウンロードが可能です。
- ④ **備考**:次のような情報が記載されています。
  - 対応する国際規格の版(国際整合規格の場合)
  - 有効期限が有る場合はその有効日

## 解釈別表第十二の改正における基準番号の変更について

- 解釈別表第十二の基準番号の改正については、基本的には、“J〇〇〇〇〇〇(H××)”の“〇〇〇〇〇〇”の番号は、変更されず、“(H××)”の年号だけが変更となりますが、**希に**、“〇〇〇〇〇〇”の**番号も変わる**ことがあります。

### 【例】

雑音の強さの**J55013**及び**J55022**は、平成29年12月1日の改正において、2つの規格が統合されて**J55032**となりました。J55013(H22)及びJ55022(H22)の有効期間は、平成32年11月30日までとなります。

# 解釈別表第十二の別紙のダウンロード

- 経済産業省の電気用品安全法ページにアクセス

<http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/>

- 【法令・通達】タブをクリック

<http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/act.html>

- 通達欄「電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について」の【別表第十二】をクリック

<http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/kai shaku/gijutsukijunkaishaku/beppyoudai12.pdf>

- 閲覧したい基準番号の本文が“別紙”であれば、【別紙番号】をクリック

# 解釈別表第十二の前書き2

2. 基準中で、本文の別紙が国際規格を引用する場合又は本文の日本工業規格（以下「JIS」という。）がInternational Special Committee on Radio Interference規格（以下「CISPR」という。）を引用する場合であって、表1及び2の中に当該国際規格に対応する基準がある場合にはこれを適用するものとする。

整合規格が雑音規定としてCISPR規格をそのまま引用している。

前書き2により、規定中のCISPR規格は、表2の整合規格に置き換える。

整合規格が別紙のものは、規定の中でIEC規格をそのまま引用している。  
(JIS等に置き換えていない)

前書き2により、規定中のIEC規格は、整合規格(JIS)に置き換える。

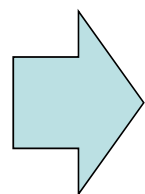
※ 整合規格がJISの場合で、IEC規格を引用している場合は、そのIEC規格が有効である。

# 解釈別表第十二の前書き2の具体例1

【J8528-8(H16): **別紙199** 携帯発電機】

## 6.12 沿面距離、空間距離及び通し絶縁距離

沿面距離及び空間距離及び通し絶縁距離は、**IEC 60335-1:1991**の29に規定される値(mm)以上でなければならない。



“IEC 60335-1:1991”の部分は、国際規格に対応する整合規格が解釈別表第十二に存在するので、“J60335-1(3版-H14)”に読み替える。

# 解釈別表第十二の前書き2の具体例2

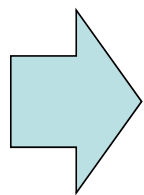
- 本文がCISPR規格を引用する場合

【J60730-1(H23)】 本文 JIS C 9730-1:2010

23.1 自立構造形及び独立取付形制御装置で、通常運転中に繰り返し運転するものについては、過度の通信障害を発生しないような構造でなければならない。・・・。

適否は、次のいずれかの方法によって判定する。

a) 次の修正を加えた CISPR 14-1 及び／又は、CISPR 22 クラス B の試験。CISPR 14-1 の 4.2.3.4 において、200 ms の値は、20 ms と置き換える。



“CISPR 14-1 ”又は“CISPR 22 ”の部分は、国際規格に対応する整合規格が解釈別表第十二に存在するので、“J55014-1(H27)”※又は“J55022(H22)”に読み替える。

※ 平成30年11月30日までは、J55014-1(H20)でもよい。

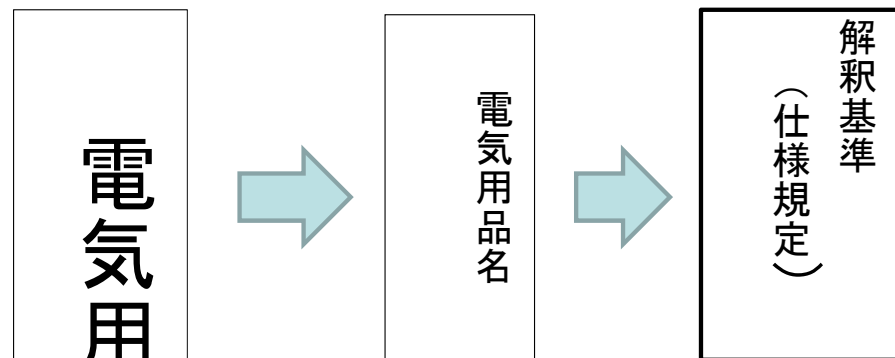
# 適用する整合規格の探し方

- 解釈別表第十二は、**電気用品名と基準番号が紐付けされていません**ので、基本的には**電気用品名で規格を選定することはできません**。このため、まずは、電気用品の機能（特徴）を把握し、解釈別表第十二の表題から該当する基準を探すこととなりますが、多くの基準から該当基準を探すには慣れが必要です。
- 特に、表1（電気安全に関する基準）は、電気用品名に該当する適用規格を示す資料で公表されたものがありません。また、表1のリスト順には、特にルールがなく、対応するIEC規格の番号順になっているだけです。

# 整合規格の選定

## 国の通達（別表第一～九）の選定方法

電気用品名で選定する。電気用品名が重要。

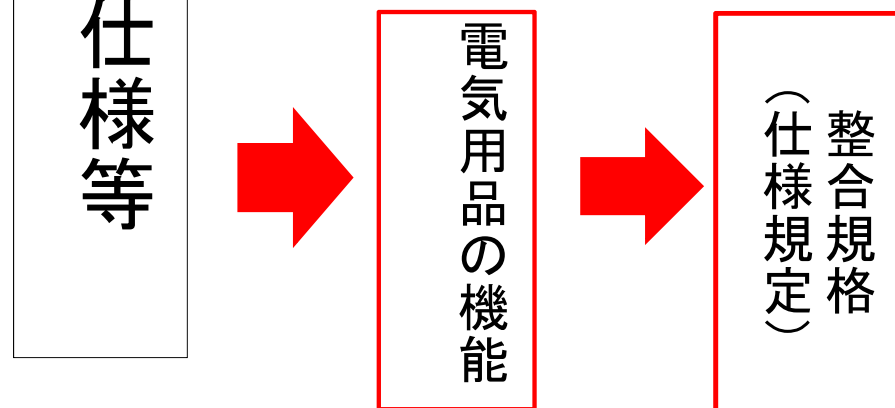


電気用品名が決まれば、自動的に解釈基準が決まる。

※すべての電気用品に対応している。

## 整合規格の選定方法

電気用品の機能で選定する。電気用品の特徴が選定のポイント



電気用品名が決まっても、自動的に選定できない。

※現在、一部の電気用品に関しては、整合規格がない。



# 表1の電気安全に関する基準の選び方の例

- ① 製品カテゴリに対応する規格番号を見つける
  - ある程度の目安をつけるには、まずは、製品カテゴリに対応する規格番号を覚えておく必要があります。
- ② 表題から見つける
  - カテゴリである程度絞り込めたら表題で該当する規格の目安をつけます。
- ③ 本文(規格)の適用範囲を読む
  - 規格の箇条1にある適用範囲で規格の適用範囲を確認します。
- ④ 適用範囲に製品例を確認する。
  - 適用範囲には、具体的な製品名が例示されていることがあります。
- ⑤ 製品名の定義を確認する。
  - 製品名に対する定義が箇条2又は3(異なる場合あり)に記載されていることがあり、その場合、定義で該当製品でも確認することができます。

# 製品カテゴリに対する基準番号例1

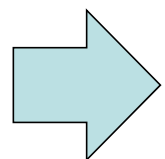
	カテゴリ	基準シリーズ	備考
電線	ビニル	J60227シリーズ	
	ゴム	J60245シリーズ	
	高圧	J60502-1	
電線管	電線管・附属品	J61386シリーズ	
	ボックス	J60670シリーズ	
	線ぴ	J61084シリーズ	
ヒューズ	電流ヒューズ	J60127シリーズ	機器用
		J60269シリーズ	配線用(IEC工事用)
		J73001シリーズ	配線用(国内設備用)
	温度ヒューズ	J60691	
配線器具	点滅器	J60669シリーズ	配線用
		J61058シリーズ	機器用
	コンセント・プラグ ソケット	J60884シリーズ	延長コードセットはなし
		J60238	ねじ込みソケット
		J60400	蛍光灯用ソケット
		J60838シリーズ	その他のソケット
	カプラ	J61184	差込みソケット
		J60320シリーズ	家庭用
		J60309-1	工業用
	ライティングダクト	J60570	照明用
		J61534-1	パワートラック
	開閉器	現在なし	
	圧カスイッチ	J60730-2-6	
	フロートスイッチ	J60730-2-15	
	タイマー	J60730-2-7	配線用遅延スイッチは、J60669-2-3
ジョイントボックス、ねじ込み接続器等	J60998シリーズ		

# 製品カテゴリに対する基準番号例2

カテゴリ	基準シリーズ	備考
電流制限器	J75001	
安定器	J61347シリーズ	
変圧器	J61558シリーズ	汎用直電もカバー
	J61050	ネオン変圧器(電子式以外) 電子式は、J61347-2-10
電動機	現在なし	
家庭用及び業務用機器	J60335シリーズ	個別規格が100近くある。
AV機器	J60065	
IT機器(事務機器含む)	J60950-1	
照明器具	J60598シリーズ	
ランプ	J60432-1	白熱電球
	J60968	安定器内蔵形蛍光ランプ
	J61195	直管蛍光ランプ
	J61199	片口金蛍光ランプ
電動工具	J60745シリーズ	手持ち形
	J61029シリーズ	可搬形
アーク溶接	J60974シリーズ	
携帯発電機	J8528-8	
リチウムイオン蓄電池	J62133	ポータブル機器用

# 整合規格選定に関するFAQ

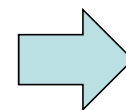
- J60335-1（家電機器通則）に該当する製品で、パート2（個別規格）が存在しない製品は、J60335-1だけの選定でよいか。



J60335シリーズに該当する製品で、個別規格が別表第十二に採用されていない場合、J60335-1だけの選定は不十分です。（その製品の整合規格は存在せず、解釈別表第十二の適用はできません。）

[http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/file/97\\_faq/j60335\\_tekiyou.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/file/97_faq/j60335_tekiyou.pdf)

J60335シリーズは、個別規格がない場合、整合規格がないものとなります。



別紙2

# 豆知識(完全ではありません)

- ◆ **比較的新しい規格**で、パート1規格の表題(JISのタイトル)が、「**〇〇〇通則**」となっていれば、個別規格がないと整合規格がないものとなり、「**〇〇〇一般要求事項**」となっていれば、一般的なものは、個別規格がなくてもパート1だけで整合規格となります。
  - a. 通則タイプ → 個別規格優先型(個別規格が必須)
  - b. 一般要求事項対応 → 個別規格特殊型(個別規格は、特殊な製品のみ必要)

## 【例】

- a. J60335-1(H27): 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第1部: **通則**
- b. J60950-1(H27): 情報技術機器—安全性—第1部: **一般要求事項**

注) J60335-1(4版-H20)の表題は、「家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第1部: **一般要求事項**」となっていますが、個別規格優先型です。この本文は、2003年に発行されたJISであり10年以上前のため上記に対応していません。

# 解釈別表第十二の改正情報の入手等

- 整合規格を提案する**電気用品調査委員会**が年間で三回開催され、審議文書が公開されます。  
(HP: <http://www.eam-rc.jp/index.html>)
- 経済産業省の**電気用品整合規格検討ワーキンググループ**で整合規格の採用が検討されます。  
(HP: [http://www.meti.go.jp/committee/gizi\\_1/32.html](http://www.meti.go.jp/committee/gizi_1/32.html))
- その後、パブリックコメント(意見募集)の公布があります。  
(**電気用品安全法のページ**の新着情報で確認)
- 意見募集で問題がなければ、数ヶ月後ぐらいで改正後の整合規格が施行されますが、通常、改正後でも旧版に対して三年間の猶予期間があります。(規格により異なります)

# 雑音の強さの基準選定

- 雑音の強さ(表2)については、電気協会発行の「電気用品の技術基準の解説」に「雑音の強さに関する解釈別表第十二の技術基準(J規格)の適用の考え方」があり、電気用品名に対する適用基準の例が示されています。(例であることに注意。)

中分類	電気用品名	別表第十二雑音の強さに関する基準	備考
配線器具	タンブラースイッチ	J55001	
～	～	～	

# 整合規格（J規格）の版について

IEC規格の最新版、JISの最新版、別表第十二に採用されているJISの版は必ずしも一致しません。**規格を購入する場合等に注意が必要です。**

版の例	3つが一致している期間	J規格が遅れている期間	3つが一致しない期間	IEC規格に遅れている期間
IEC規格の版	2000年版	2010年版	2016年版	2016年版
JISの最新版 (対応IECの版)	2005年版 (2000年版)	2015年版 (2010年版)	2015年版 (2010年版)	2015年版 (2010年版)
別表第十二に採用されているJISの版 (対応IECの版)	2005年版 (2000年版)	2005年版 (2000年版)	2005年版 (2000年版)	2015年版 (2010年版)
状態	理想状態	JISを別表第十二に採用する期間	JISを改正し、別表第十二に採用する期間	JIS改正待ち期間

JISの最新版は、webで閲覧可能ですが、それがJ規格と一致していない期間があることに注意する必要があります。



# IEC規格との差異（適用範囲で確認）

- JISには、対応IEC規格に対して、IDT（一致）、MOD（修正）、NEQ（不一致）が存在しています。
- 国際整合JISと言われているのは、IDT（一致）、MOD（修正）です。
- IDT（一致）タイプは、翻訳JISとも言われます。（ヘッダーに括弧書きでIEC番号が記載されます。例：C 60664-1:2009(IEC 60664-1:2007)）
- MOD（修正）タイプは、JIS本文にIEC規格と異なる箇所にアンダーライン又は側線で識別されており、かつ、附属書に国際規格との違いの説明があります。この差異は、“デビエーション”とも呼ばれています。
- IEC規格に適合していても、デビエーションに対して不適合になる場合、JISに不適合となり、JISが整合規格であれば、電安法においても不適合となります。
- ごく希に、JISとJ規格の間にも差異がある場合があります。（要注意）

## 解釈別表第十二を使用するメリット例

- デビエーションがあるものの、IEC規格がベースになっているので、国内だけでなくグローバルに同じ設計で展開できます。
- IEC電気機器安全規格適合性試験制度（IECEE－CBスキーム）により、海外認証機関と相互に試験データの活用ができます。
- デビエーションを除き、IEC規格がそのまま英文として活用できます。

# 解釈別表第十二理解度チェックシート

問題	回答
Q1: 解釈別表第十二の本文に採用されている規格は、すべてJISである。	
Q2: 解釈別表第十二には、すべての電気用品に対する基準がある。	
Q3: 解釈別表第十二と解釈別表第一～解釈別表第十一は、特に本文(規格)に規定がない限り、混用してはならない。	
Q4: 解釈別表第十二の適用基準は、電気用品名が決まれば、自動的に紐付けされる。	
Q5: 解釈別表第十二の本文に採用されている規格は、JISの最新版とは限らない。	

答え: Q1－×, Q2－×, Q3－○, Q4－×, Q5－○

回答は、平成30年4月時点のものです。

- ご清聴ありがとうございました。

**JET**